

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23521000

研究課題名(和文)水田をめぐる民俗技術の文化資源化に関する研究

研究課題名(英文) Study on culture exploitation of resources of the folk technology around the rice field

研究代表者

安室 知 (YASUMURO, SATORU)

神奈川大学・経済学部・教授

研究者番号：60220159

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円、(間接経費) 1,170,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、高度経済成長期以前におこなわれていた水田稲作の民俗技術が現代とくに1990年代以降になって復活してくる経緯とその歴史民俗的な意義を探ることを目的とする。具体的には、伝統農法とされる「冬水たんぼ」と「コイ農法」、また赤米栽培とそれをめぐる神社祭祀に注目した。それぞれにおいて文化資源化される時の特徴を描くとともに、水田稲作をめぐる民俗技術の場合にはワイズ・ユースやサステナビリティといった環境思想が文化資源化にとって大きな役割を果たすこと、また一方で文化資源化の過程には伝統の粉飾や歴史の捏造といった負の要素も存在することを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The folk technology of rice growing performed before a highly economic period of growth revived in Japan after 1990's. This study is aimed at investigating process and the historic significance that folk technology revived. I paid attention to "winter water rice field", "carp agricultural methods" and "imported reddish rice" then. I showed the characteristic of the culture exploitation of resources in each. In addition, in the case of the folk technology over the rice growing, I showed that environmental thought such as the Wise use served as a big role for culture exploitation of resources. Furthermore, in the process of the culture exploitation of resources, I clarified that there are traditional decoration and a thing such as the forgery of the history.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学、文化人類学・民俗学

キーワード：民俗技術 水田稲作 文化資源化 冬水たんぼ コイ農法 赤米 地域振興 環境思想

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、日本の稲作農村では、高度経済成長期以前におこなわれていた民俗技術が、環境に適応的な技術として見直され復活してきている。それは文化資源として地域振興や環境教育といった場面においてさまざまに活用される。

本研究は、そうした水田をめぐる民俗技術が現代社会において復活してくる経緯とその意義を探るものである。

2. 研究の目的

(1) 水田をめぐる民俗技術のうち、とくにコイ農法、冬水たんぼ(冬期湛水農法)、水田漁撈、赤米およびその祭祀に注目して、文化資源としての特徴を明らかにする。

(2) 現代社会において、水田をめぐる民俗技術が文化資源化される経緯について、環境思想とのかかわりから探る。

(3) 文化資源化された民俗技術は現代社会にどのように受け入れられ、また何をもたらしたか、功罪両面から探る。

3. 研究の方法

(1) 日本列島全域を対象に立地環境の異なるフィールド6地域程度を設定して予備的な民俗調査をおこなう。その後、2箇所調査地を絞ってインテンシブな民俗誌調査をおこなう。調査内容は、水田生態系が大きく変貌する高度経済成長期の前に時間軸を設定して、当時の水田稲作を復元するとともに、かつておこなわれた水田漁撈・水田養鯉・冬水たんぼについて調査する。その上で、現在復活したコイ農法(アイガモ農法)・冬期湛水農法について、復活の経緯と具体的な取り組み、および在来技術との相違点について調査する。

(2) 上記の現地聞き取り調査に併行して、既存の文献を用いた資料調査をおこなう。現在まで日本各地で編まれた民俗調査報告書や近世・近代の農書・農業日誌の中から、水

田漁撈・水田養鯉・冬水たんぼに関する記事を探し出し集成する。さらに、広くアジアの稲作圏の事例についても民族誌や地誌などを用いて集成する。

4. 研究成果

(1) 在来農法の再評価 - コイ農法と冬水たんぼ -

現在、日本の水田では、アイガモ農法やコイ農法のようなコメの脱農薬・脱化学肥料(有機)栽培が、不耕起栽培や冬期湛水栽培などと関連しながら、さまざまに普及しつつある。そうした試みは一部ではあるが生産および消費の現場においてブランド米を生むなど確固たる地位を占めるに至り、高度に工業論理化の進んだ水田稲作に対して大きな影響を与えつつある。たとえば、水田魚道の整備など、土地改良事業とともに進められた用排水分離の原則が見直され、また農薬の改良もめざましく環境に激しい影響を与えるものは少なくなった。

本来、水田にフナやオタマジャクシが泳ぎ、カモやトンボが舞う風景というのは高度経済成長が始まる昭和30年代以前においてはごく当たり前のことであり、それは水田漁撈や水田狩猟といった民俗技術を支える基盤でもあった。また、それは水田風景に“自然”を感じるという現代日本人の自然観とも密接に関連している。そうした意識の高まりとともに、現在、水田稲作の現場ではさまざまな在来農法の復活がなされている。それを冬期湛水水田とコイ農法に見てみる。

冬期湛水水田は別名「冬水たんぼ」といい、冬のあいだ乾燥する水田に水を張り湿潤な状態に保つことをいう。活動としては1990年代に始まり2002年から毎年冬期湛水水田のシンポジウムが開催されるなど、さかんにその普及が図られている。冬期湛水水田には大きく分けて2つの目的がある。

当初はハクチョウやガン・カモ類といった渡り鳥(冬鳥)の越冬の場を作ること、つまり渡り鳥のための環境整備を目的として、鳥

類の保護団体が推進したものであったが、現在では冬期湛水の除草効果が実証され、それを目的としての普及も進められている。前者の目的は、当初からラムサール条約（「とくに水鳥のための湿地保全に関する国際条約」）に対する取り組みの一環として冬期湛水が進められてきたことをみてもよく分かる。後者の場合には、冬期湛水の持つ農法上の利点に注目したもののだが、現在では不耕起栽培とセットで推奨されるようになっており、新たな展開を生んでいる。

しかし、冬期湛水は何も新しい技術ではない。かつて稲刈り後になっても水の吐けない強湿田は各地に見られたが、それはいわば成り行き上の冬期湛水である。また、現在の冬期湛水と同様に人が意図して水を田に張る場合も多かった。たとえば、棚田地域では、冬期の乾燥や凍結により底地にひび割れを起こし地滑りを誘発することがあるが、それを防ぐには冬じゅう田に水を掛けておく必要があった。また、寒冷地や積雪地においては、春の雪解けを促し、いち早く田仕事にかけられるように、やはり冬の間から水を田に掛けておいたところは多い。

こうした在来農法が、環境思想と結びついたとき、環境に調和的なすぐれた在来技術として再評価された訳だが、かつての目的や効用とは無関係な復活であることを考えると、それは本当の意味での在来技術の再評価とはいえない。

それと同じことが、コイ農法にもいえる。コイ農法はアイガモ農法に続き、1990年代に入ってから環境保全型農法として一躍脚光を浴びた農法である。1997年には環境保全型農業研究会がコイ農法サミットを開催して、よりいっそうの普及を図ろうとした。一方、水田養鯉は在来技術として近世からの伝統を持つが、とくに明治から昭和の初めに掛けて、現金収入源の多角化による農家経営の安定を目的にして、公により推奨された歴史を持つ。コメと養蚕を主体とした農家経営が国際商品である繭（生糸）の価格変動により行

き詰まるなか、繭とともにコイを生産することで稲作農家の現金収入源を多角化しようとした。そのため、水田養鯉は長野県や群馬県といった養蚕地帯において一時期とくに重要な産業となった。そうしたとき、水田で飼われるコイはあくまでも食物であり商品であった。

しかし、現代ではコイは除草のために田に入れられるもので、生物農薬という言葉に象徴されるように、除草剤に代わる働きを期待されているにすぎない。かつてコイの除草効果は農業試験場等で確認され喧伝されることはあったが、それはあくまでも水田養鯉を普及させる上での付加価値であり惹句にすぎなかった。

そのため現在では、除草の役目が終わると、コイはたちまち産業廃棄物と化してしまう。フィッシュミール製造業者や農家の食用にと普及を図ろうとするが、そうした食糧資源としての需要は伸び悩み、多くのコイ農法農家は除草後のコイの始末に困っているのが現状である。コイ農法サミットにおいて、除草後のコイの処理が大きな研究テーマとなっていたことにそれは象徴される。

（2）水田漁撈の復活

日本の場合、水田漁撈は、昭和30年代に入ると、農薬や化学肥料の大量使用、大型農業機械の導入、そして用排水分離を基本とする土地改良・基盤整備の推進といった稲作の工業論理化が引き起こした水田生態系の変貌とともに姿を消した。

そして今、日本の各地で水田漁撈が復活しつつある。1990年代からその兆候は見られるが、今復活してきている水田漁撈は、もはや農民の自給的たんぱく質や現金収入を獲得するためのものではないし、また稲作社会の紐帯を確認する機会とも異なっている。水田漁撈が現代において復活してきている背景にあるものは何なのか。

現代において、水田漁撈はいかなる場面で復活してきたのか。具体的な事業のレベルで分類してみると、以下の7つの目的があるこ

とが分かる。

水田の生き物調査の一環、水田での遊び体験、農業体験の一環、グリーン・ツーリズムのイベント、地域おこしのイベント、休耕田の有効利用、無農薬栽培（アイガモ・コイ農法）の宣伝・普及。

そうした7つの具体的な場面は、またさらに大きく2つに分類することができる。ひとつが、体験を通じた環境教育の目的である。そしてもうひとつが、村おこしなど地域振興を目的としたものである。

環境教育を目的とするものには、主催者やイベントに、「……学校」「……体験」「……クラブ」などと、教育をイメージさせる名称を付けていることが多い。それに対して、地域振興を目的とするものは、「……まつり」「……フェスティバル」「……交流会」など人の集いや親睦をイメージさせる名称が付けられるのが特徴である。

当然のことながら、復活した水田漁撈は以前のものとは大きく異なっている。復活後の水田漁撈では、漁法は自然を実感できる手づかみに特化し、漁期はイベントに合わせて設定されるようになる。また、対象魚は手づかみに適した大型のコイやウナギに限定される。そしてなにより、かつては水田漁撈の企画者と実行者は必ず同一であったが、現在ではそれが分離していることの方が多い。そのほか、行政の関与が認められること、実行者として子供の役割が重要になっていることなども復活後に顕著になったことである。

かつて、水田漁撈は、稲作農民の動物性たんぱく質の獲得のため、現金収入を得るため、娯楽のため、水利社会における共同性の確認と強化のため、といった4つの意図があった。こうした4つの意図がそれぞれ独立してあるのではなく、いくつも重なり合いながら、また他の民俗とも有機的な関係性を持ちながら水田漁撈は行われてきた。しかし、復活した水田漁撈の場合、取った魚は食べられることも、また売られることもない。現代の水田漁撈は、いわば水田で魚取りができること

を示すことで、農の健全性や食の安全を強調することに読み替えようとしているといつてよい。たとえば、農業協同組合や美土里ネットが主催する水田での魚取りはそうしたねらいが如実に表れている。

そう考えると、昭和30年代以前と1990年以降に復活した水田漁撈とでは、その目的や効用がまったく違ったものになってしまったといわざるをえない。かつての水田漁撈はタンパク質や現金を得るための手段であったわけだが、現代の水田漁撈はそれ自身が目的化・道具化したと考えられる。現代では、水田漁撈は行われることに意味があるのである。

かつて水田漁撈はさまざまに人びとの生活や民俗と関連していたが、魚を取ることで体感された楽しさといった部分のみが現代においては評価されるにすぎない。だからこそ、水田漁撈は道具として、環境教育における教材や地域振興におけるイベントとして利用可能となったといえる。言い換えるなら、生業に内在する娯楽性のみを利用しようすることに昨今の水田漁撈の存在意義はある。

（3）赤米とその祭祀をめぐる商品化と文化財化

種子島（南種子町荳永）には赤米の祭祀が伝承されている。宝満神社のお田植祭である。赤米の祭祀は南種子町のほか、対馬市（厳原町豆殿）と岡山県総社市の3か所にしかないとされ、現代ではそれを記念して赤米サミットが3地域の持ち回りでおこなわれている。

そのように、現代社会にあって宝満神社お田植祭は地域の伝統行事として大切に保持されるだけでなく、一種の文化資源としてさまざまな目的に用いられるようになってきている。その目的としては、観光振興・地域振興・地域融和・学校教育・文化財などさまざまなものがあるが、実際には現代的課題に対応すべく、いくつもの目的が複合している場合が多い。

そうした宝満神社お田植祭の文化資源化

の動きでは、赤米自体をめぐってなされるものと、お田植祭に関してなされるもの、という2つの方向性を見出すことができる。また文化資源化は、具体的には、商品化、イベント化、観光化、文化財化、教材化など、さまざまな様相を示すことになる。

まず、赤米の商品化について見てゆく。宝満神社お田植祭を側面から支える存在として千石村は重要な意味を持つ。その千石村が中心となって進める事業に赤米の商品化がある。千石村は、正式には「ミニ独立村赤米のふるさと千石村」といい、1998年に茎永の住民が主体となって結成された。その目的は、赤米を中心とした地域資源を活用することで独創的な村づくりをおこなうことにある。千石村の活動上の特徴としては、公的な性格の強い公民館ではできないことに積極的に取り組むことにあり、その意味で公民館活動の延長線にあるともいえる。赤米サミットのような大きなイベントを主催するときには財団の助成金を得たりしているが、それはけっして継続的なものではない。そのため日常的な活動資金を得るため、また同時に会の象徴的事業として、千石村では赤米を栽培することとなった。

続いて、赤米を用いたお田植え祭の文化財化（文化財指定）についてみてゆく。宝満神社のお田植祭は、昭和45年11月に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されたのを皮切りに、昭和47年3月30日に「宝満神社赤米お田植祭」の名称で南種子町指定無形民俗文化財に、平成11年3月9日には「宝満神社のお田植え祭り」の名称で鹿児島県指定無形民俗文化財に指定されている。

そして、現在、国指定の重要無形民俗文化財とすべく、南種子町教育委員会のもと大学教員や地元研究者を集め調査団が組織され報告書作成が進行している。この事業は南種子町が文化庁・鹿児島県の補助を受けて、平成24～26年度での実施を計画している。平

成25年度に「種子島宝満神社のお田植祭」、平成26年度に、「種子島南種子の座敷舞」の記録保存調査報告書を刊行することになっている。

こうした幾重にも被せられた文化財指定や公的報告書の作成により、文化資源としての価値は増してゆくものとされ、指定作業とともに観光開発や地域おこしなど各種の利用が行政や地元有志により検討されている。

（4）農の文化資源化

1990年代に入り復活してきた水田漁撈や在来農法はもはや民俗学における生業論による解釈を離れている。当然、かつての在来農法が有していたような他の民俗事象（食や儀礼・信仰など）との有機的連関は失われている。そのように断片化された民俗事象は、在来農法に限らず、文化資源としては商品化されやすく、新たな文脈（たとえば環境思想）を与えられたとき、それにいとまたやすく組み込まれていく。そこにまた問題がある。水田漁撈や在来農法のような民俗技術は「自然との共生」「環境との調和」といった惹句のもと、農村の“伝統”や正当性を補強するための道具となりかねない。

農の文化資源化の問題を考えると、資源的価値はその独自性や根生いであるかどうかといったものに求められる。その結果、民俗事象は文化資源化するとき、その地域ならではの個性の面ばかりが強調されることになる。

独自性を強調するかたちで進められる文化資源化がある一方、まったく反対にかつては何処でも目にすることができた民俗つまり当たり前前の生活といったものについても文化資源化は進んでいる。従来、この点が民俗の文化資源化の議論の中では見逃されがちであった。そのため、研究の対象として、たとえば棚田や稲作体験などは、本来「何処にでもある」「当たり前の」存在にもかかわらず、その分析視点はいつも地域の独自性とのかわりにおかれていた。

その典型が、本研究で取り上げた農の問題

(水田漁撈や在来農法)である。これまで記述したことで明らかなように、上記のような地域の独自性にばかり目を奪われていては、水田漁撈のような没个性的で普遍的な民俗事象の文化資源化については十分に解き明かすことはできない。その文化資源化の背景には、もうひとつの潮流が存在したと考えられ、しかもそれは行政を動かし法や条例を変えるほどの力を持っていた。

それが国境を越え市民的なレベルで進む環境思想である。それは農業の生産性向上と農家経営の安定を主眼とする農業基本法が、環境や消費者の視点を盛り込んだ食料・農業・農村基本法へと改定されたことにも明らかなように、司法や行政をも巻き込む力を持っていた。

昭和30年代にいったん消滅した水田漁撈や在来農法が1990年代になって復活してきたということは、現代においてまた新たな民俗的・社会的リンクの中に水田漁撈や在来農法が位置づけられるようになったと考えることができる。それは、復活という点に力点を置くなら、断片化の修復、現代社会における新たな関係性の獲得として評価すべきことである。そうした新たな関係性の構築に文化資源化という問題が重なってくるのが現代であるといえよう。しかし、そのリンクはある意味非常にもろい。

ひとつの理由としては、ほとんどの場合、水田漁撈や在来農法の復活は行政と関係してなされているが、そこにはさまざまな作が透けて見える場合があるからである。そうした作をもつて復活させられた水田漁撈や在来農法は、「美しい」「伝統の」「環境に優しい」といった修飾語に彩られることで、意図的な断片化・道具化がなされており、結果的に特定の方向性や色合いを有することになってしまうことに注意すべきである。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計5件)

安室知 「近年の文化資源化をめぐって」
『南種町民俗資料調査報告書3 - 種子島宝満

神社のお田植祭 - 』、南種町教育委員会、査読なし、p116-121、2014.3.28

安室知 「生業と近代化 - 水田と環境思想 - 』、『環境の日本史5 - 自然利用と破壊 - 』
吉川弘文館、査読なし、p175-199、2013.6.1

安室知 「『水田漁撈』文献資料情報 - 東日本編 - 』、『国際常民文化研究叢書』1号、国際常民文化研究機構、査読なし、p87-104、2013.3.1

安室知 「谷津の水田漁撈 - 汽水域の生業複合 - (下)』、『民俗マンスリー』44巻9号、日本常民文化研究所、査読なし、p18-24、2012.9.1

安室知 「谷津の水田漁撈 - 汽水域の生業複合 - (上)』、『民俗マンスリー』44巻6号、日本常民文化研究所、査読なし、p13-21、2012.7.1

[学会発表](計1件)

安室知 「水田漁撈、その歴史文化的意義」
全国湖沼河川養殖研究会第86回大会、
2013.9.5、ホテルポートプラザちば

[図書](計2件)

安室知 神奈川大学、『水田をめぐる民俗技術の文化資源化に関する研究 - 平成23~25年度科学研究費補助金研究成果報告書 - 』
2014.3.20、pp103

安室知 小峰書店、『田んぼの不思議』
2013.11.20、pp 168

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

安室 知 (YASUMURO Satoru)
神奈川大学・経済学部・教授
研究者番号：60220159

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし